

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|-------------------------|--|-----------|--|---|-------------------|----------------|
| 102 | まちづくり交通安全対策事業 | 市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「まちづくり交通安全対策事業」に係る特例措置の全国的な実施について(平成18年3月24日付け警察庁丁規発第27号) | 平成18年3月24日実施(措置済) | 警察庁 |
| 103 | ロボット公道実験円滑化事業 | 歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、全国展開を行う。 | ロボットの公道実験に係る道路使用許可の取扱いについて(平成18年1月23日付け警察庁丁規発第3号) | 平成18年1月23日実施(措置済) | 警察庁 |
| 201 | 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等(人事院規則14-17に基づく国立大学及び特定試験研究機関等をいう。)の国立大学教員等(人事院規則14-17に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。)が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 | 一部 | 国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内技術移転兼業は、各法人の判断により行うことができる。 | 国立大学法人法(平成15年法律第112号) 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号) | 平成16年4月1日施行(措置済) | 文部科学省 【人事院】 |
| 202 | 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等(人事院規則14-18に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。)の国立大学教員等(人事院規則14-18に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。)が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 | 一部 | 国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内研究成果活用兼業は、各法人の判断により行うことができる。 | 国立大学法人法(平成15年法律第112号) 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号) | 平成16年4月1日施行(措置済) | 文部科学省 【人事院】 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|----------------------------------|---|-----------|--|---|---------------------------|----------------|
| 203 | 国立大学教員等の勤務 時間内監査役兼業事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等(人事院規則14-19に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。以下、この表において同じ。)の国立大学教員等(人事院規則14-19に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。)が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 | 一部 | 国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内監査役兼業は、各法人の判断により行うことができる。 | 国立大学法人法(平成15年法律第112号) 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号) | 平成16年4月 1日施行 (措置済) | 文部科学省 【人事院】 |
| 301 | 預金取扱金融機関による 営業用不動産の有効 活用事業 | 特区において地域の活性化のための現に有効活用したいという案件がある場合には、金融庁において特に当該事案に係る照会の優先処理を行う。 | 全部 | 事務ガイドライン(当時)の改正により、預金取扱金融機関が営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図る。 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 | 平成15年6月 30日実施 (措置済) | 金融庁 |
| 401 | 住民票の写しの自動 交付機の設置場所拡大 事業 | 住民票の写しの自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。 | 全部 | 住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により住民票の写しの自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定める。その際、新たな基準と同等の水準を確保する。なら、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機を設置して差し支えないこと 事後届出にすることを新たな通知に明記する。 | 住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について(平成17年3月28日付総行市第249号) | 平成17年3 月28日実施 (措置済) | 総務省 |
| 402 | 印鑑登録証明書の自動 交付機の設置場所拡大 事業 | 印鑑登録証明書の自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。 | 全部 | 印鑑登録証明書の自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により印鑑登録証明書の自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定める。その際、新たな基準と同等の水準を確保する。なら、市町村の判断により印鑑登録証明書の自動交付機を設置して差し支えないこと 事後届出にすることを新たな通知に明記する。 | 住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について(平成17年3月28日付総行市第249号) | 平成17年3 月28日実施 (措置済) | 総務省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|----------------------------------|---|-----------|---|---|--------------------|--------------|
| 403 | 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業 | 土地開発公社が所有する特区内造成地について、事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。 | 全部 | 土地開発公社が所有する造成地について、事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。 | 公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第407号) | 平成16年12月22日施行(措置済) | 総務省 国土交通省 |
| 404 | 地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業 | 地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供しようとする場合において、内閣総理大臣の認定を申請しその認定を受けたときは、電気通信事業法第9条の規定に基づく事業許可を受けたものとみなし、同法第39条の5第1項の規定に基づく卸役務の提供に係る届出を不要とする。 | 全部 | 電気通信事業の許可制及び卸電気通信役務の提供に係る届出制等を廃止する。 | 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号) | 平成16年4月1日施行(措置済) | 総務省 |
| 405 | 空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業 | 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局免許に当たり、アンテナの送受信能力(空中線利得)の上限を引き上げる。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正する省令(平成17年総務省令第84号) | 平成17年5月16日施行(措置済) | 総務省 |
| 406 | 電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業 | 無線アクセスシステムの無線局免許について、電気通信事業者以外にも個別に付与する。 | 全部 | (5GHz帯無線アクセスシステム) 無線アクセスシステムの無線局免許について、免許制に代わり登録制を導入し、電気通信事業者以外への参入要件を緩和する。 (22/26/38GHz帯無線アクセスシステム) 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)の一部を改正する省令(平成17年総務省令第82号) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正する省令(平成17年総務省令第84号) 周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)の一部を変更する件(総務省告示第572号) | 平成17年5月16日施行(措置済) | 総務省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|---------------------|---|---|-----------|---|--|-----------------------------|------|
| 407 | 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業 | 農家民宿について、誘導灯及び誘導標識に関する規定を適用除外する等、消防用設備等に関する消防法令の規定の適用を柔軟に行う。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」(平成16年12月10日付消防予第234号) | 平成16年12月10日実施(措置済) | 総務省 |
| 408 | 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業 | 石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、適用除外にする。 | 全部 | 規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込む。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置する。 | 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令(平成17年総務省・経済産業省令第2号) | 平成17年3月31日公布・施行(措置済) | 総務省 |
| 410 | 国内衛星の地上での無線通信免許手続簡素化事業 | ロケット打ち上げ射場における国内衛星の打ち上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備(無線局)についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を可能とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令(平成17年10月31日総務省訓令第57号) | 平成17年10月31日施行(措置済) | 総務省 |
| 501, 502, 503 | 外国人研究者受入れ促進事業 | 外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。この際、研究成果を活用した事業を営む活動を行う場合に在留資格変更許可を不要とする。 | 全部 | 必要最小限の弊害の予防措置を講じた上で、下記の措置を講ずる。 1. 特定の研究施設において特定の分野に関する研究業務に従事する外国人について、併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことを可能とする。 2. 当該外国人に係る在留期間の上限を3年から5年へ伸長する。 3. 当該外国人について、在留資格「研究」に係る学歴・実務経験の要件の緩和及び在留資格「投資・経営」に係る投資要件・実務経験要件の緩和を行う。 | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令319号)の一部を改正する法律案を第164回国会に提出済 | 法案が成立した場合には、公布の日から6か月後に施行予定 | 法務省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|-------------------|---|-----------|--|---|-----------------------------|------|
| 507 | 外国人情報処理技術者受入れ促進事業 | 外国人情報処理技術者の在留期間の上限を3年間に5年間に伸長する。 | 全部 | 本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。 | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令319号)の一部を改正する法律案を第164回国会に提出済 | 法案が成立した場合には、公布の日から6か月後に施行予定 | 法務省 |
| 508 | 夜間大学院留学生受入れ事業 | 夜間において授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、「留学」の在留資格を付与するとともに、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。 | 全部 | 本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成18年法務省令第29号) | 平成18年3月30日施行(措置済) | 法務省 |
| 509 | 外国企業支店等開設促進事業 | 地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 入国・在留審査要領(平成17年7月26日付け法務省管第3260号) | 平成17年9月1日施行(措置済) | 法務省 |
| 601 | 短期滞在査証の発給手続の簡素化事業 | 島嶼を訪問する韓国からの団体観光客又は修学旅行生の引率者について、短期滞在査証の発給において必要とされる在職証明書等の職業関係書類又は住民登録証明書の提出を不要とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の全国展開を行うとしていたところ、韓国人に対する短期滞在査証免除を期間限定なしに実施することにより、特区における規制の特例措置の全国展開の意義をすべて満たす措置を講ずる。 | 韓国政府に対する通告(平成18年2月13日付け大韓民国日本国大使館から大韓民国外交通商部あての口上書) | 平成18年3月1日実施(措置済) | 外務省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|--------------------------|---|-----------|--|-------------------------------|----------------------|------|
| 602 | 数次短期滞在査証の発給 給手続の簡素化事業 | 公共性の強いプロジェクトに関連するロシア人の査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経何を要しないこととする。また、この場合にFAXによる査証申請を認める。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 外務大臣から在外公館長あてに通達を發出済 | 平成18年1月1日実施 (措置済) | 外務省 |
| 701 | 臨時開庁手数料の軽減 による貿易の促進事業 | 通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料について、半額とする。 | 全部 | 手数料の額は、臨時開庁に要する経費を勘案して定めるという基準を原則とし、規制の特例措置は国際物流の効率化策の効果が得られる場合には例外として2分の1としている。このため、全国展開に際し、国際物流の効率化策の効果が得られる場合など一定の適用要件を設ける。 | 関稅定率法等の一部を改正する法律(平成17年法律第22号) | 平成17年4月1日施行 (措置済) | 財務省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|------------------------------------|---|-----------|--|--|-------------------|------|
| 702 | 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業 | 臨時開庁申請が確実に見込める時間帯において、特区内の官署にあらかじめ職員を常駐させる。 | 全部 | <p>全国展開に際し 執務時間外の通関体制整備を図る官署にあっては、通関需要の多い時間帯(例えば、臨時開庁申請が1時間当たり1件以上)にはあらかじめ職員を常駐させるとともに、それ以外の時間帯には個々の申請に応じて必ず所要の職員を配置できる体制とする。また、それ以外の官署にあっては、執務時間外の通関需要に的確に対応する。</p> <p>通関需要の見極めを行う。それに的確に対応するに際しては、執務時間外の通関体制整備を図る官署において、臨時開庁申請が1時間当たり1件を大きく下回らない程度(2分の1程度)を継続してあらかじめ常駐させる時間帯の目安とするとともに、実績のみではなく、臨時開庁申請件数の増加に直接結びつく新たな航路の就航、コンテナゲートのオープンなど、近い将来臨時開庁申請が1時間当たり1件程度確実に見込める時間帯が生じる場合には、その見込みに基づき、その時間帯の通関体制を整備する。</p> | 税関の執務時間外における通関体制の整備について(平成17年6月15日付け財関第771号) | 平成17年7月1日施行(措置済) | 財務省 |
| 703 | 民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業 | 地方公共団体が、道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて、民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進される地域と認めて申請した特区においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められたものに対しても許可を行うことを可能とする。 | 全部 | 民間事業者等が総合保税地域における一団の土地等を所有又は管理する際の地方公共団体等の出資比率要件を撤廃する。 | 関税定率法等の一部を改正する法律(平成16年法律第15号) | 平成16年4月1日施行(措置済) | 財務省 |
| 704 | 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業 | 特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合には、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。 | 全部 | 国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合には、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。 | 「国有財産法施行令第11条第12号の規定による財務大臣が定める協議を要しない場合について」通達の一部改正等について(平成16年4月16日付財理第1509号) | 平成16年4月16日実施(措置済) | 財務省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|------------------------|---|-----------|--|---|---|-------|
| 705 | 国の試験研究施設の使用の容易化事業 | 特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の(9)のイにかかわらず、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。 | 全部 | 国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。 | 「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達の一部改正等について(平成16年4月16日付財理第1510号) | 平成16年4月16日実施(措置済) | 財務省 |
| 706 | 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業 | 保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署からおおむね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、その距離をおおむね100キロメートル以内に延長する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「関税法基本通達の一部改正等について」(平成17年4月27日付け財関第564号) | 平成17年5月2日施行(措置済) | 財務省 |
| 802 | 構造改革特別区域研究開発学校設置事業 | 学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。 | 全部 | 学習指導要領等の教育課程の基準の見直しが進められており、当該見直しの中で、特区における地方公共団体の多様な取組内容を勘案し、特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行う。その際、要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領上の観点から必要最小限なものとし、弊害の予防措置についても、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。全国展開の具体的内容についてはあらかじめ評価委員会に報告する。 | 学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件(平成15年文部科学省告示第56号)等を改正することで対応予定 | 教育課程の基準全体の見直しの進捗状況を見つつ、平成19年度中の制度改正、平成20年度当初からの実施を目的に措置 | 文部科学省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|--------------|--------------------------------|--|-----------|---|--|------------------|-------|
| 803 (818) | 不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業 | 不登校児童生徒及び不登校状態の生徒を対象とした学校において、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。 | 全部 | 1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は、憲法、教育基本法及び学校教育法上の観点から必要最小限なものとする。 | 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を改正する省令(平成17年文部科学省令第38号) | 平成17年7月6日施行(措置済) | 文部科学省 |
| 804 | 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業 | 他の高等学校や中等教育学校の後期課程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限を、20単位から36単位に引き上げる。 | 全部 | 1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。 | 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を改正する省令(平成17年文部科学省令第16号) | 平成17年4月1日施行(措置済) | 文部科学省 |
| 805 | IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業 | 地方公共団体等がIT等を活用して提供する学習活動を、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行う場合に、当該学習について、指導要録上出席扱いとし、また、成果を評価に反映する。 | 全部 | 1. 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。 | 「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(17文科初第437号) | 平成17年7月6日実施(措置済) | 文部科学省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|-----------------------------------|---|-----------|--|---|---------------------------|-------|
| 807 | 幼稚園における幼稚園 児及び保育所児等の合 同活動事業 | 幼稚園の教諭の専任規定にかかわらず、幼稚園 の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年 齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能と する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。 | 幼稚園設置基準(昭和31年文部 省令第32号)の一部を改正する 省令(平成17年文部科学省令第 35号) | 平成17年5 月13日施行 (措置済) | 文部科学省 |
| 808 | 市町村採用教員に係る 特別免許状授与手続の 迅速化事業 | 市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、 特別免許状の授与を前提として、市町村費負担 教職員として任用しようとする場合において、特 別免許状授与のために都道府県教育委員会が 行う学識経験者の意見聴取について、市町村及 び都道府県が聴取内容、必要書類及び手続につ いてあらかじめ協議して定めておくことにより、機 動的な実施を可能にし、免許状授与手続の迅速 化を図ることとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。 | 「市町村採用教員に係る特別免 許状授与手続の迅速化及び免 許状授与手続の簡素化事業の 取扱いについて」(18文科初第2 2号) | 平成18年4 月1日実施 (措置済) | 文部科学省 |
| 809 | 市町村採用教員に係る 免許状授与手続の簡素 化事業 | 市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を 市町村費負担教職員として任用しようとする場合 において、当該市町村が行う採用選考と免許状 授与のために当該市町村を包括する都道府県教 育委員会が行う教育職員検定に必要となる書類・ 手続について、あらかじめ市町村及び都道府県 が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことによ り、免許状授与手続の簡素化を図ることとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。 | 「市町村採用教員に係る特別免 許状授与手続の迅速化及び免 許状授与手続の簡素化事業の 取扱いについて」(18文科初第2 2号) | 平成18年4 月1日実施 (措置済) | 文部科学省 |
| 810 | 市町村費負担教職員任 用事業 | 教職員の給与を都道府県が負担することとする 規定の例外を設け、市町村教育委員会による市 町村費負担教職員の任用を制度化する。 | 全部 | 教職員の給与を都道府県が負担することとす る規定の例外を設け、市町村教育委員会によ る市町村費負担教職員の任用を制度化する。 その際、市町村の人事上の自由度を拘束する ような条件を付加しない。 | 国の補助金等の整理及び合理 化等に伴う義務教育費国庫負担 法等の一部を改正する等の法律 (平成18年法律第18号) | 平成18年4 月1日施行 (措置済) | 文部科学省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|----------------|--------------------------------|---|-----------|---|---------------------------------------|-------------------------------|-------|
| 812 | 校舎面積基準の引き下げによる大学院設置事業 | 地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学院の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎面積を減ずることができるようにする。 | 全部 | 大学院大学について、定量的な校地面積基準を撤廃する。 | 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第15号) | 平成15年4月1日施行(措置済) | 文部科学省 |
| 813 | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 (なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として、その施行の時期までに削除されることとなります。) | 研究交流促進法(昭和61年法律第57号)を改正することで対応予定 | 平成18年7月1日施行予定(平成18年2月法案提出済) | 文部科学省 |
| 814 | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の敷地を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 (なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として、その施行の時期までに削除されることとなります。) | 研究交流促進法(昭和61年法律第57号)を改正することで対応予定 | 平成18年7月1日施行予定(平成18年2月法案提出済) | 文部科学省 |
| 819 | 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業 | 構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合にあっては、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。 | 全部 | 本特例措置は、構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)を適用する場合に、所属学年以外の学年用教科書を使用しようとするとき、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする特例である。このため、本特例措置の適用の前提となる構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国展開を踏まえ、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 各都道府県教育委員会あてに通知を発出することで対応予定 | 構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国展開と同時に措置 | 文部科学省 |
| 820 (801-2) | 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業 | 地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、小学校等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。 | 全部 | 規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。なお、全国展開の具体的内容についてはあらかじめ評価委員会に報告する。 | 各都道府県知事あてに通知を発出することで対応予定 | 平成18年度中に措置 | 文部科学省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|---------------------|--------------------------------|---|-----------|---|---|---------------------------|-------|
| 821 (801 - 1) | 校地・校舎の自己所有を 要しない大学等設置事 業 | 地方公共団体が教育上又は研究上特段のニ ーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行 為の認可に当たり、大学等の校地・校舎につい ては自己所有を求めないものとする。 | 全部 | 規制所管省庁において、学校経営の継続性・ 安定性を確保する観点から財産的基礎の保有 及び継続的使用の確保等について、校地校舎 の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じ た上で、平成19年度の設置認可申請手続が 可能となるよう平成18年度中に全国展開を行 う。なお、全国展開の具体的内容についてはあ らかじめ評価委員会に報告する。 | 学校法人の寄附行為及び寄附 行為の変更の認可に関する審査 基準(平成15年文部科学省告示 第41号)等を改正することで対 応予定 | 平成18年度 中に措置 | 文部科学省 |
| 823 | 幼稚園と保育所の保育 室の共用化事業 | 「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指 針について」に基づき設置された施設において、 一定の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保 育室を共用することができる。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。 | 「共用化指針により共用化された 施設における幼稚園児及び保 育所児の合同活動並びに保育 室の共用化に係る取扱いにつ いて」(17文科初第262号) | 平成17年5 月13日実施 (措置済) | 文部科学省 |
| 827 | 就学時健康診断の実施 期限の延長 | 現行では、就学時の健康診断の実施期限は11月 30日であるが、特区内の市町村から他の特区外 の市町村に転居した子どもに不利益が生じない よう留意しつつ、12月31日までの適切な時期とす る。 | 全部 | 就学時の健康診断について11月30日までに行 うことが原則であるが、通学区域の弾力的な運 用を行う場合で、学校の就学時の健康診断を 12月1日以降に実施することが必要であり、か つ、次の各号のいずれの条件も満たすもので ある場合には、12月31日までの適切な時期に 実施することができるものとする。 盲・聾・養護学校に就学することが適当であ ると認める者の氏名及び盲・聾・養護学校に就 学させるべき旨の通知を12月31日までに都道 府県の教育委員会が受けられること 12月中に他の市町村に転居する子どもにつ いて学校保健法第4条に規定する健康診断及 び同法第5条に規定する措置が適切に行われ ること | 学校保健法施行令の一部を改正 する政令(平成16年政令第142 号) | 平成16年4月 1日施行 (措置済) | 文部科学省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|-------------------------------------|--|-----------|--|---|---------------------------|-------|
| 831 | 保育所と合同活動を行う 場合の幼稚園の面積基 準の特例事業 | 幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園 においては、幼稚園設置基準別表第1に定める園 舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積に ついて、幼稚園と保育所との共用部分全体を含 めて計算することができるものとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件の とおり、全国展開を行う。 | 幼稚園設置基準(昭和31年文部 省令第32号)の一部を改正する 省令(平成17年文部科学省令第 35号) | 平成17年5 月13日施行 (措置済) | 文部科学省 |
| 902 | 島嶼部の市町村による 公共職業安定所への取 次ぎ事業 | 厚生労働大臣の定める特例の対象となる島嶼部 の基準(求人・求職活動の円滑化を図ることが必 要な島嶼部であって、かつ当該島嶼部内のいず れかの地域(市町村)の最も人口が多い地区か ら、船舶、バス等公共の交通機関を利用して管轄 公共職業安定所に通所する場合の往復に要する 時間が通常6時間以上であること)に適合する島 嶼部内の地域(市町村)が特区の認定を受けた場 合、当該市町村長による公共職業安定所の求 人・求職の取り次ぎ事務を可能とする。 | 全部 | 左記と同様の島嶼部の基準に適合する地域を 含む島嶼部を管轄する市町村長が申し出た場 合には、厚生労働大臣が当該島嶼部を「公共 職業安定所との交通が不便であるため当該公 共職業安定所に直接求人又は求職を申し込む ことが困難であると認められる地域」(職業安定 法第11条第1項)として指定し、当該島嶼部を 管轄する市町村長が求人及び求職の申込みを 公共職業安定所に取り次ぐ事務を行うことを可 能とする。 | 島嶼部の市町村に係る職業安定 法第11条第1項の規定に基づ く指定の取扱いについて(平成16 年3月22日付職発第0322002号) | 平成16年4月 1日実施 (措置済) | 厚生労働省 |
| 903 | 官民共同窓口の設置に よる職業紹介事業 | 公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓 口を設置する場合に、求職情報及び求人情報を 共有化することが守秘義務規定に抵触しないこと を明確化する。 | 全部 | 公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓 口を設置する場合に、必要最小限の個人情報 の漏えいを防止するための措置を講じたうえ で、求人・求職情報を相互に連絡・回付するこ とが守秘義務規定に抵触しないことを通達により 明確化する。 | 地方公共団体の設置する官民共 同窓口について(平成17年3月 24日付職発第0324001号) | 平成17年3 月31日実施 (措置済) | 厚生労働省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|-------------------------------|--|-----------|--|---|-------------------|-------|
| 904 | 地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行事業 | 地域の特色を活かした独自の人材育成計画を有する地方公共団体において、当該地方公共団体の認定した教育訓練に係るキャリア形成促進助成金の受給に関して、事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画の作成や支給窓口(雇用・能力開発機構)による内容照会への対応を含む申請事務を一括して無償で代行することを可能とする。 | 全部 | 地方公共団体が地域における人材育成計画等を策定し、当該職業訓練を行う事業主と同様に、適切に事業内訓練計画の策定等を行うことが可能である場合にあっては、当該地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務の一括無償代行を可能とする。 | 地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行の全国化について(平成16年4月1日付能発第0401010号・第0401011号) | 平成16年4月1日実施(措置済) | 厚生労働省 |
| 905 | 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業 | 特区の認定を受けた地方公共団体においては、県立の農業高等学校が、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。 | 全部 | 県立の農業高等学校が、特区の認定を受けずとも、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。 | 農業者研修教育施設の長が行う無料職業紹介事業について(平成17年3月31日付職発第0331002号) | 平成17年3月31日実施(措置済) | 厚生労働省 |
| 907-2 | 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業 | 地方公共団体が設置した特別養護老人ホームの管理の委託先として、株式会社等を認める。 | 全部 | 地方公共団体が設置した特別養護老人ホームについて、地方自治法上の指定管理者制度により、株式会社等がその管理を行うことが可能であること等を明確にするための通知を发出し、全国展開を行う。 あわせて、全国都道府県課長会議やホームページなどを通じて、地方公共団体や事業者など関係者に対し、本通知の内容の周知を図る。 | 老健局から各都道府県、指定都市、中核市あて通知で対応予定 | 平成18年度中に措置 | 厚生労働省 |
| 908(912) | 児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入事業 | 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理業務を担当する者を外部から派遣することを可能とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「構造改革特別区域における乳児院等における調理業務を担当する者の外部からの派遣の全国展開について」(平成18年3月17日雇児発第0317001号) | 平成18年4月1日施行(措置済) | 厚生労働省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|-------------------------------------|--|-----------|--|--|-----------------------|-------|
| 909(917) | 障害児施設における調理業務の外部委託事業 | 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について」障発第0331011号平成18年3月31日 | 平成18年3月31日施行 (措置済) | 厚生労働省 |
| 914 | 保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業 | 共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で、保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」(平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇児発第0513003号) | 平成17年5月13日実施 (措置済) | 厚生労働省 |
| 915 | 耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業 | 地方公共団体が、平屋建ての社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、かつ、専門家等の意見聴取を行うことにより、必要な安全性を有すると総合的に判断した場合には、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。 | 全部 | 本特例措置により実現している内容を確保する。なお、弊害の予防措置については、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。 | 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第33号) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号) 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第38号) 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第57号) 「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第76号) 「通知により措置された構造改革特別区域における「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」の全国展開について」(平成18年3月31日老発第0331004号) | 平成18年4月1日施行 (措置済) | 厚生労働省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|--------------------------|--|-----------|--|---|-----------------------|-------|
| 916 | 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業 | 市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律 | 平成17年4月1日施行 (措置済) | 厚生労働省 |
| 918 | 人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業 | 児童短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 全部 | 単独型児童短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について(平成16年3月29日付障発第0329003号) | 平成16年4月1日実施 (措置済) | 厚生労働省 |
| 921 | 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業 | 「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」(平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇発第0513003号) | 平成17年5月13日実施 (措置済) | 厚生労働省 |
| 922 | 救護施設の定員要件の引下げ | 社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要とされる場合には、現行50人以上とされている救護施設の定員要件を30人以上に引き下げる。 | 全部 | 現行50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならないとされている救護施設、更生施設及び宿所提供施設の規模を、30人以上の人員を入所させることができる規模とすることができることとする。 | 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第48号) | 平成16年4月1日施行 (措置済) | 厚生労働省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|--------------------------------|--|-----------|--|--|----------------------|-------|
| 923 | 身体障害者短期入所事業の実施施設の拡大 | 身体障害者短期入所事業について、夜間に当該事業所の実情に応じた適当数の従業者を配置し、居室、浴室及び洗濯室を設けることにより、利用者に対する必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。 | 全部 | 単独型身体障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について(平成16年3月29日付障障発第0329003号) | 平成16年4月1日実施 (措置済) | 厚生労働省 |
| 924 | 人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業の容認 | 知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 全部 | 単独型知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について(平成16年3月29日付障障発第0329003号) | 平成16年4月1日実施 (措置済) | 厚生労働省 |
| 925 | 日額単位を適用した施設訓練等支援事業 | 施設訓練等支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、日額単位で算定することを可能にする。 | 全部 | 新制度においては、施設訓練等支援費を日額単位で算定する。 | 「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第210号) 「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第211号) | 平成18年4月1日施行 (措置済) | 厚生労働省 |
| 926 | 日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業 | 知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、日額単位で算定することを可能とする。 | 全部 | 新制度においては、共同生活援助に係る介護給付・訓練等給付(平成18年3月31日まではそれぞれ知的障害者地域生活援助、居宅生活支援費)を日額単位で算定する。 | 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第169号) | 平成18年4月1日施行 (措置済) | 厚生労働省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|----------------------------|--|-----------|--|--|------------------|-------|
| 928 | サテライト型居住施設設置事業 | 既存の特別養護老人ホームが入所定員を減らし、個室・ユニットケア型の施設となる等の要件を満たした上で、当該施設と密接な関係を確保しつつ、サテライト型居住施設を設置する場合には、当該サテライト型居住施設について、生活相談員などの人員基準や廊下幅などの設備基準の緩和を行う。 | 全部 | 本体施設の入所定員を減らすという要件を撤廃するとともに、サテライト型居住施設の機能訓練指導員、介護支援専門員等についてそれぞれ1名以上置かなければならないとしているところを、本体施設の職員により入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができるなど本特例措置で実現している内容を更に緩和した上で、全国展開を行う。 | 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号) 「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設設置事業」の全国展開について」(平成18年3月31日社援発第0331029号・老発第0331018号) | 平成18年4月1日施行(措置済) | 厚生労働省 |
| 930 | サテライト型障害者施設設置事業 | 入所施設利用者の地域生活移行を進める観点から、グループホーム等への本来的な地域移行への段階的な形態となるよう、既存の施設との密接な連携のもと、小規模な障害者施設(以下「サテライト施設」という。)の設置を可能とする。 | 全部 | 新制度において設置が可能となる「ケアホーム」において、従来のサテライト施設で実施していた事業を行うことを可能とし、全国展開する。 | 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令第58号)の改正及び、 「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(仮称)」によって対応予定 | 平成18年10月1日施行予定 | 厚生労働省 |
| 931 | 入所定員を3人以上7人以下とする指定共同生活援助事業 | 障害者の地域生活を促進するため、住宅物件事情から、入居定員が4人以上7人以下とされている現行の指定共同生活援助事業(以下「グループホーム」という。)を実施することが困難な地域において、関係する都道府県と市町村の判断により、入居定員を3人以上7人以下とするグループホームを設置することを可能とする。 | 全部 | 最低定員(4人)については、事業者全体で満たせばよいこととし、一住居当たりの利用者は2人以上であればよいこととする。 | 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」(平成18年厚生労働省令第58号)の改正によって対応予定 | 平成18年10月1日施行予定 | 厚生労働省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|---|---|-----------|---|--|------------------|-------|
| 932 | 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業 | あらかじめ利用期間(退所日)を定めて認知症高齢者グループホームを利用することを可能とする。 | 全部 | サービスの質の確保と利用者保護の観点から、一定の研修を受けた職員が配置されていること、グループホームの開所から3年以上が経過していること、という要件を設けた上で、全国展開を行う。 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号) | 平成18年4月1日施行(措置済) | 厚生労働省 |
| 1001 | 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業 | 農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにする。 | 全部 | 弊害の発生を予防する措置を含め現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)及び農地法(昭和27年法律第229号)の一部改正を含む農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成17年法律第53号) | 平成17年9月1日施行(措置済) | 農林水産省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|--------------------------------|--|-----------|---------------------------------|--|------------------|-------|
| 1002 | 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」という。)第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。 1. 特定事業の実施主体の所有に係る農地(実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体と協定を締結しているものに限る。) 2. 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けている農地(実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と協定を締結しているものに限る。) | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)の一部を改正する法律(平成17年法律第52号) | 平成17年9月1日施行(措置済) | 農林水産省 |
| 1005 | 農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業 | 農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業等を追加する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)等の一部を改正する省令(平成17年農林水産省令第93号) | 平成17年9月1日施行(措置済) | 農林水産省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|---|--|-----------|---|--|---|-------|
| 1006 | 農地又は採草放牧地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業 | 農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を、10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。 | 全部 | 現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)等の一部を改正する省令(平成17年農林水産省令第93号) | 平成17年9月1日施行(措置済) | 農林水産省 |
| 1102 | 中心市街地における商業の活性化事業 | 大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8か月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続を簡素化する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)を改正することに対応予定 | 遅くとも平成18年度中に措置 | 経済産業省 |
| 1102 | 中心市街地における商業の活性化事業 | 大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8か月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続を簡素化する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)の一部を改正する等の法律案を第164回国会に提出済 | 法案が成立した場合には、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定 | 経済産業省 |
| 1104 | 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業 | 家庭用燃料電池について、自家用電気工作物から一般用電気工作物に位置付けを変更し、一般家庭において主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件等を踏まえ、一定の要件を満たす固体高分子型燃料電池発電設備であって、出力が10kW未満のものについては、一般用電気工作物に位置付け、主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。 | 電気事業法施行規則の一部を改正する省令(平成17年経済産業省令第19号) | 平成17年3月10日施行(措置済) | 経済産業省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|-------------------------------------|--|-----------|---|--|-------------------|-------|
| 1106 | 不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業 | 家庭用燃料電池(ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。)について、以下の条件に適合するものは、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。 (1)固体高分子形であること。 (2)出力10キロワット未満であること。 (3)燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが排除される構造であること、又は、燃料電池設備の燃料ガスに通ずる部分に密封された燃料ガスによる爆発に耐えられる構造であること。 | 全部 | 家庭用燃料電池(ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。)について、左記と同等の基準を満たしている場合、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。 | 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第50号) | 平成16年3月31日施行(措置済) | 経済産業省 |
| 1107 | ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業 | ジメチルエーテルの試験研究設備として地方公共団体が認めたものについて、処理能力の変更を伴わない変更工事の際に必要となる手続きにつき、許可を届出に、届出を不要に簡素化する。 | 全部 | 全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。 | 容器保安検査規則等の一部を改正する省令(平成17年経済産業省令第39号) | 平成17年3月31日施行(措置済) | 経済産業省 |
| 1111 | ジメチルエーテル試験研究施設における防爆構造を要しない電気設備設置事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内の地方公共団体の長が指定するジメチルエーテル試験研究施設においては、防爆性能を有する構造でない電気設備を設置することができるようにする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号) | 平成16年3月31日施行(措置済) | 経済産業省 |
| 1113 | 埋設されたジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置されるジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離を変更することができるようにする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号) | 平成16年3月31日施行(措置済) | 経済産業省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|----------------|------------------------------|---|-----------|---|--|-----------------------|-------|
| 1116 (1110) | 水素ガススタンド等の可燃性ガス製造施設の保安距離変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される水素ガススタンド等の可燃性ガスの製造施設の保安距離を変更することができるようにする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号) | 平成16年3月31日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1117 | 可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内において可燃性ガスの圧縮における含有酸素量を変更することができるようにする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号) | 平成16年3月31日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1118 | 防液堤内外における配管設置基準変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内において防液堤内外における配管設置基準を変更することができるようにする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号) | 平成16年3月31日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1119 | 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業 | 地方公共団体の提案に基づき、高圧ガス設備の開放検査期間を変更できるようにする。 | 全部 | 一定の組織体制の構築と余寿命予測診断等の代替措置を定めた民間規格が提案され、適格性が確認された結果、国の基準として採用されれば、各事業者がこの規格に沿った管理を行っているかを都道府県が判断することで個別機器についての開放周期の延長を認めることができるようにする。 | 冷凍保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第109号) | 平成17年3月31日施行 (措置済) | 経済産業省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|---|---|-----------|---|--|-----------------------|-------|
| 1120 | 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業 | 地方公共団体の提案に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、変更できるようにする。 | 全部 | 規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込む。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置する。 | 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(昭和51年通商産業省・自治省令第1号)の一部を改正する省令(平成17年総務省・経済産業省令第2号) | 平成17年3月31日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1125 | 特定施設における保安検査期間変更事業 | 地方公共団体の提案に基づき、特定施設の保安検査期間を変更できるようにする。 | 一部 | 空気分離設備について製造細目告示第14条に追加することにより全国展開する。 | 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和57年9月27日告示第379号) | 平成17年3月31日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1126 | 特定製造事業所の境界線までの距離変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガスの製造施設から事業所の境界線までの距離を変更することができるようにする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号) | 平成16年3月31日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1127 | 高圧ガス設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス製造設備までの距離変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガス設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス製造設備までの距離を変更することができるようにする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第56号) | 平成16年3月31日施行 (措置済) | 経済産業省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|--|---|-----------|---|--|-------------------|-------|
| 1128 | 特定製造事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業 | 特定製造事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱うこととし、許可申請については届出に、届出については不要とする。 | 全部 | 全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。 | 容器保安検査規則等の一部を改正する省令(平成17年経済産業省令第39号) | 平成17年3月31日施行(措置済) | 経済産業省 |
| 1129-2 | 高圧ガス設備の技術上の基準変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が担保されるものとして認定を受けたときは、特区内において高圧ガス設備の技術基準を変更することができるようにする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成18年経済産業省令第43号) | 平成18年4月3日施行(措置済) | 経済産業省 |
| 1131(1143) | 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 | 一定の要件を満たす講座の修了者について、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。 | 一部 | 開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講ずるとしているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。 | 情報処理技術者試験規則(昭和45年通商産業省令第59号)を改正することで対応予定 | 平成18年7月施行予定 | 経済産業省 |
| 1132(1144) | 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 | 一定の要件を満たす講座の修了者について、基本情報処理技術者試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。 | 一部 | 開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講ずるとしているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。 | 情報処理技術者試験規則(昭和45年通商産業省令第59号)を改正することで対応予定 | 平成18年7月施行予定 | 経済産業省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|---------------|--------------------------------------|--|-----------|--|---|--------------------------|-------|
| 1133・ 1134 | 温泉鉱山における保安 技術職員(係員)の外部 委託・兼務事業 | 温泉鉱山において、当該鉱山以外から保安技術 職員(係員)を選任する必要がある場合に限り、 当該係員を外部委託することを可能とする。この 場合において、当該係員に2以上の鉱山の係員 または3以上の係員を兼務させることを可能とす る。 | 全部 | 鉱山保安規則を廃止し、新たに鉱山保安法施 行規則を制定することに伴い、係員制度が廃 止され、新たに作業監督者の選任が必要とな るが、当該作業監督者の選任にあたっては外 部委託を可能とし、かつ、保安が確保されるこ とを条件に兼務の制限を規定しない。 | 鉱山保安法施行規則(平成16年 経済産業省令第96号) | 平成17年4 月1日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1135-1 | 温泉鉱山における防爆 型でない電気施設設置 事業 | 温泉鉱山において、現行の防爆型機器の使用義 務について、現行の鉱山保安法上と同等の安全 性が確保されていることを確認できる場合に限 り、適用除外を可能とする。 | 全部 | 鉱業権者が講ずべき措置として例示されている 措置、若しくは、当該措置と同等以上であると 実証された措置を講ずる場合には、防爆型機 器の使用を不要とする。 | 鉱山保安法施行規則(平成16年 経済産業省令第96号) | 平成17年4 月1日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1135-2 | 温泉鉱山における施設 設置制限緩和事業 | 温泉鉱山において、可燃性ガスが噴出し、又は噴 出するおそれが多い坑井等からの住宅等の距離 制限について、現行の鉱山保安法上と同等の安 全性が確保されていることを確認できる場合に限 り、適用除外を可能とする。 | 全部 | 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める 省令に係る告示において、一般法(消防法)で 規定される保安距離と同等とし、その上で安全 性が確保されることを立証し、確認された場合 には、さらに距離制限が緩和される。 | 鉱業上使用する工作物等の技術 基準を定める省令に基づき鉱業 上使用する工作物等の保安距離 等を制定する件(平成17年経済 産業省告示第57号) | 平成17年4 月1日施行 (措置済) | 経済産業省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|----------------------------|---|-----------|---|---|-------------------------------|-------|
| 1135-3 | 温泉鉱山における高圧ガス設備等の設置制限緩和事業 | 温泉鉱山において、新たに高圧ガス設備を設置する際の建築物等の距離制限について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。 | 全部 | 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示において、一般法(消防法)で規定される保安距離と同等とし、その上で安全性が確保されることを立証し、確認された場合には、さらに距離制限が緩和される。 | 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件(平成17年経済産業省告示第57号) | 平成17年4月1日施行(措置済) | 経済産業省 |
| 1141 | 移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業 | 事業者の交流連携による地域経済の活性化を図ることにより雇用の機会が見込まれるなど、一定の要件を満たした場合には、工場の移転を図ることが必要な地域とされる移転促進地域から除外する。 | 全部 | 工業再配置促進法の廃止に伴い、特例措置を講じた工業再配置促進法施行令第一条の基準を定める省令を廃止する。 | 工業再配置促進法を廃止する法律案を第164回国会に提出済。法案が成立した場合には、工業再配置促進法の関係省令を廃止することで対応予定 | 工業再配置促進法を廃止する法律の施行にあわせて施行する予定 | 経済産業省 |
| 1201 | 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業 | 地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認め、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間(土日祝祭日を除く。)とする。 | 全部 | 竣功認可の告示を行った埋立地について、臨海部の活性化を図る目的で地方公共団体が作成したその利用計画が、一定の要件に該当すると都道府県知事が認めたときは、当該埋立地に係る公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間(土日祝祭日を除く。)とする。 | 埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条及び第29条の適用に係る特例措置について(平成16年12月17日付け国河政第92号、国港管第857号) | 平成17年1月1日施行(措置済) | 国土交通省 |
| 1202 | 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業 | 公有水面埋立地における用途変更について、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用についても可能とする。 | 全部 | 規制所管省庁において、認定特区における特定事業の進捗状況を確認の上、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。全国展開に際し、地方公共団体が特区計画にかわる計画を都道府県知事に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。 | 埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条及び第29条の適用に係る特例措置について(平成17年6月27日付け国河政第28号、国港管第253号) | 平成17年7月1日施行(措置済) | 国土交通省 |
| 1203 | 特定埠頭運営効率化推進事業 | 行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業のうち港湾管理者が認めた者に対して、一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。 | 全部 | 特区の認定に代わる国土交通大臣の同意については、その基準を明示するとともに必要最低限のものとする。 | 港湾法(昭和25年法律第218号)の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出済 | 法案が成立した場合には、平成18年10月1日施行予定 | 国土交通省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|----------------|--------------------------------------|---|-----------|--|--|--------------------------|-------|
| 1204 | 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業 | 当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、その道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方公共団体が認め、特区として認定された後、道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認める。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(平成17年国土交通省令第14号) | 平成17年3月31日施行(措置済) | 国土交通省 |
| 1206 (1216) | NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業 | 福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。 | 全部 | 福祉有償運送を利用者にとって安全・安心なサービスとして全国に普及させ、輸送の安全と旅客の利便の確保を図るため、福祉有償運送全体の仕組みを見直し、登録制度の導入等必要な措置を講ずるため、法律改正を行う。当該法律改正にあたっては、現行の規制の強化とにならないよう配慮する。 | 道路運送法(昭和26年法律第183号)の一部改正を含む「道路運送法等の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出済 | 法案が成立した場合には、平成18年度中に施行予定 | 国土交通省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|---------------------------------|---|-----------|---|---|----------------------------|-------|
| 1207 | 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業 | <p>地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては十分な住民輸送サービスが確保できないと認めるとともに、次の条件を満たすNPO等による交通機関空白の過疎地での住民輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。</p> <p>1. 運送主体が、当該輸送確保について地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた、社会福祉法人、NPO(保健、医療若しくは福祉の増進を図る活動又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。)又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であること。</p> <p>2. 運送の対象は、あらかじめ登録した会員及びその同伴者とし、会員は、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者であること。また、運送の発地又は着地のいずれかが原則として当該地方公共団体の区域内にあること。</p> <p>3. 運送に使用する車両には、住民輸送に係る有償運送に用いる車両であること、運賃及び料金、運転者の氏名及び自動車登録番号等について、旅客に見やすいように掲示すること。</p> <p>4. 運転者は、普通第2種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して十分な能力及び経験を有していると認められること。</p> <p>5. 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画があること。</p> <p>6. 運送の対価として収受する金額については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであること。</p> <p>7. 運行管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、事故防止についての教育及び指導体制が整っていること、事故時の処理及び責任体制等が明確に整備されていること。使用する車両についての整備管理体制が確立されており、かつ、利用者からの苦情処理に関する体制が整備されていること。</p> <p>8. 許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。</p> | 全部 | NPO等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理のための地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。 なお、左記1～8の許可要件については、運送主体、運送の対象等の要件を緩和する。 | 福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて(平成16年3月16日付国自旅第240号) | 平成16年3月31日施行(措置済) | 国土交通省 |
| 1208 | 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業 | 港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。 | 全部 | 当該事業の実施に当たっては、実施主体の主体性を最大限に尊重するとともに、特区の認定に代わる国土交通大臣との協議については、必要最小限の内容とする。 | 港湾法(昭和25年法律第218号)の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出済 | 法案が成立した場合には、平成18年10月1日施行予定 | 国土交通省 |
| 1209 | 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業 | 都道府県等が、その設定する特区の全部又は相当部分が住居専用地域、風致地区等の地域であって、屋外広告物条例に違反した屋外広告物の表示の状況等に照らし、美観風致を維持するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、広告旗等についても簡易除却の対象とする。 | 全部 | 特段の地域要件を設けることなく、屋外広告物条例に違反した広告旗等について簡易除却の対象とする。 | 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の一部改正を含む「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成16年法律第111号) | 平成16年12月17日施行(措置済) | 国土交通省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|---|--|-----------|--|--|-------------------|-------|
| 1211 | 道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業 | 借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 道路整備特別措置法に基づき道路管理者が設置する有料道路駐車場において特別料金の設定及び変更をする場合の取扱いについて(平成17年9月22日付国道有第37号) | 平成17年10月1日施行(措置済) | 国土交通省 |
| 1212 | 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業 | 地方公共団体が次のいずれの要件にも適合すると判断し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請しその認定を受けた場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく公営住宅の目的外使用について、当該地方公共団体から国土交通大臣に事後報告することにより国土交通大臣の承認があったものとして取り扱うこととし、手続きの簡素化を図る。 1. 留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4の上欄に定める「留学」の在留資格をもって本邦に在留する外国人。)向けの宿舎が不足しており、当該宿舎の確保を図る必要があること。 2. 公営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のないこと。 | 全部 | 全国展開に際し、事業主体が特区計画に代わる計画を地方整備局に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。 | 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化について(全国展開の実施)(平成17年3月25日付け国住総第205号) | 平成17年3月25日施行(措置済) | 国土交通省 |
| 1213 | 大学の教室の天井の高さに係る建築基準の見直し | 学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルにまで引き下げる。 | 全部 | 改正前に3メートル以上とされていた大学の教室の天井の高さを2.1メートル以上にする。 | 建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第423号) | 平成15年9月25日施行(措置済) | 国土交通省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|--|--|-----------|---|---|-------------------|-------|
| 1215 | 地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業 | NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等にかんがみ、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。その際、特区の認定申請に代える手続として、事業を実施しようとする地方公共団体が、各要件を充足しているかどうか判断した上、当該地方公共団体の所在する地域を管轄する免許行政庁に対して、当該事業を行う旨事前に連絡し、当該免許行政庁から要件に明らかに反していないか、確認を受けるものとする。 なお、特例の全国展開に伴い、規制所管省庁より、 (1)仮に以上の要件を充足しても、宅地建物取引業法上の媒介行為を無免許で行うことが認められるものではないこと (2)情報提供等の事業の実施に際しては、当該事業の円滑な実施を図る観点から、地域の宅地建物取引業者等に当該事業を行う旨連絡しておくことが望ましいこと について周知を図ることとする。その際には、これらの事項が実質的な要件の追加とならないよう留意する。 | 空き家の情報提供等の推奨に際しての宅地建物取引業法の運用の明確化について(平成17年1月1日付け国総動第55号・第56号) | 平成17年11月1日施行(措置済) | 国土交通省 |
| 1217 | 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業 | 地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第80条第2項に基づく許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成18年3月30日国自旅第286号) | 平成18年3月30日実施(措置済) | 国土交通省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|----------------|------------------------------------|--|-----------|--|---|---------------------------|------|
| 1301・ 1302 | 国立・国定公園における 自然を活用した催しの容 易化事業 | 国立・国定公園内で、地域活性化に資する催しのため一時的に行われる風致又は風景の維持に支障のない行為について、特別地域における許可及び普通地域における届出を要しないこととする。 | 全部 | 地方公共団体が、風致の維持への配慮や原状回復が確実に行われる体制・内容等を記載した「催しの計画」を国立公園にあっては環境省の地方支分部局に、国定公園にあっては都道府県に提出することにより、特区における規制の特例措置と同様に、当該計画に基づく国立・国定公園の特別地域又は普通地域内で行われる地域活性化を目的とする催しに係る行為であって、原状回復が可能な場所において一時的に行われる工作物の新築や広告物の掲出等の行為についての許可・届出を要しないこととする。 当該「催しの計画」は、特区計画と同様に包括的なものとし、「催しの計画」に記載された個々の催しの実施前に、催しの実施者は、その催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を環境省の地方支分部局又は都道府県に通知すれば足りることとする。 | 自然公園法施行規則(昭和32年 厚生省令第41号) | 平成18年3 月30日施行 (措置済) | 環境省 |
| 1304 (1305) | 再生利用認定制度対象 廃棄物拡大事業 | 再生利用認定制度(リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み)の対象品目を拡大する。(廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、 廃木材(除湿の措置を講じたものに限る)を製鉄原料として利用する場合) | 一部 | 廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 環境大臣が定める一般廃棄物 (平成9年厚生省告示第258 号)、 再生利用に係る特例の対象とな る産業廃棄物(平成9年厚生省 告示第259号)を改正 廃ゴム製品に係る再生利用の 内容等の基準(平成18年環境省 告示第77号)を新設 | 平成18年3 月28日施行 (措置済) | 環境省 |